

市内中小企業者の皆様へ
市融資制度のご案内

塩竈市中小企業振興資金融資制度

塩竈市では中小企業の方々が有利な条件で融資を受けられるよう、信用保証料の半額を市が助成し、中小企業の経営安定と振興発展を支援しています。

貸付限度額	一企業 2,000 万円
利率	1.9%
信用保証料率	0.45%～1.59% ※保証料は企業の経営状況により異なります
保証料補給率	2分の1を市が補給します
貸付対象者	①市内に店舗又は事業所を有し、現に事業を営んでいる法人または個人事業者 ②法人及び代表者が市税（市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を完納していること。 ③保証協会の対象業種である中小企業者であること。 ④事業計画が妥当で債務の全部を弁済できると認められること。 ⑤金融機関からの取引停止及び保証協会からの代位弁済を受けていないこと。 ※資金用途は事業経営に必要な運転・設備などの事業用資金に限られます。
連帯保証人・担保	連帯保証人：原則として法人代表者本人 担保：必要に応じて
貸付期間	・運転資金 7年以内 ・設備資金 10年以内 ・運転設備併用 7年以内 ※うち据置期間 6か月以内

お申込みは直接、取扱金融機関へ！

七十七銀行：塩釜支店・北浜支店、塩釜西支店
仙台銀行：塩釜支店
杜の都信用金庫：塩竈営業部、玉川支店、北支店
岩手銀行：塩釜支店
北日本銀行：塩釜支店

お問い合わせ先

- ・塩竈市商工観光課 商工港湾係 ☎022-364-1124
- ・宮城県信用保証協会仙台東支店 ☎022-783-9021 及び取扱金融機関各店へ

提出する書類については、裏面を参照ください。

◆提出書類一覧

	書類の名称	必要部数
1	様式第1号 塩竈市中小企業振興資金融資申込書	1部
2	塩竈市中小企業振興資金事前チェックシート	1部
3	市税に滞納がないことの証明書 (1か月以内に取得したもの)	法人、代表者ともに 1部ずつ

※個人事業主又は営業実績1年未満の法人は、下記の書類を追加提出願います。

営業実績1年以上		営業実績1年未満(課税実績なし)	
法人	個人	法人	個人
市内に事業所が存在することを証明する書類(写し)1点 例・税務署関連：開業届、確定申告書(事業所の住所が記入してあること) ・保健所関連：営業許可証、営業届出書 ・行政機関が発行した証明書や領収書等 ・事業に必要な許可証や通知等 ・履歴事項全部証明書 ・商工会議所会員確認書 その他、記載がないものはご相談ください。			

【留意点】

※市内商業振興の観点から、市内に事業所または店舗を持たない場合には融資の対象となりませんのでご注意ください。

※当該制度は金融機関が直接貸付けを行うため、金融機関及び信用保証協会の審査がございます。

【中小企業とは】

下記の要件を満たす企業または個人のことです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※ゴム製品製造業：資本金・出資の総額が3億円以下、又は従業員が900人以下

※ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金・出資の総額が3億円以下、又は従業員が300人以下

※旅館業：資本金・出資の総額が5千万円以下、又は従業員が200人以下